

岩美町空き家財道具等整理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則5号。以下「規則」という。）の規定に基づき、岩美町空き家財道具等整理補助金（以下「本補助金」という。）の交付について規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、岩美町空き家活用情報システムに登録されている物件の所有者（以下「物件所有者」という。）に対し、当該物件の家財道具等の処分に必要な費用の一部を助成することにより、空き家所有者に岩美町空き家活用情報システムへの登録を促すことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の補助対象者は、前条に定める物件所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- (1) 補助対象者が宅地建物取扱業者である場合
- (2) 岩美町空き家活用情報システムに登録されている物件（以下「登録物件」という。）の入居者が補助対象者の3親等以内の者である場合
- (3) 補助対象者又は補助対象者と同一世帯の者に町税等の岩美町の歳入となるべきものの滞納がある場合。ただし、分割納付を誓約どおり履行しているなど、誠実性が認められる場合は除く。

(補助対象物件)

第4条 本補助金の補助対象物件は、購入又は賃借する入居者が決定した登録物件とする。

(補助対象事業)

第5条 本補助金の補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第3条に定める補助対象者が、前条に定める補助対象物件の家財道具等の処分を町内事業者に発注し行う事業とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条に定める補助対象物件の家財道具等の処分に必要な経費とする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金の額は、前条に定める補助対象経費に10分の10を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、400,000円を上限とする。ただし、本補助金の交付は、1登録物件につき1回限りとし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条の規定に基づき、当該登録物件の入居者が決定され次第、補助金等交付申請書等を町長に提出するものとする。

2 規則第5条に定める補助金等交付申請書は、岩美町空き家家財道具等整理補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、同条各号に掲げる添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 当該登録物件に係る賃貸借又は売買契約書の写し
- (2) 町内事業者への発注による処分費が確認できるもの
- (3) 家財道具等の処分前の写真
- (4) 同意書(様式第2号)

(交付決定)

第9条 町長は、本補助金の交付申請があったときは、規則第6条の規定に基づき、当該交付申請の内容等について審査し、交付すべきものと認めたときは速やかに申請者に対して岩美町空き家家財道具等整理補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 本補助金の交付申請をした者は、交付決定通知書の交付を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から20日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に定める申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があったときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

(補助事業等の変更)

第12条 規則第10条第1項に定める申請事項の変更をする場合は、岩美町空き家家財道具等整理補助金変更交付申請書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

2 規則第10条第1項ただし書に定める軽微な変更とは、補助金の額の増額以外の変更とする。

(実績報告)

第13条 規則第17条に定める補助事業者の実績報告は、補助対象事業の完了した日から30日以内又は補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに岩美町空き家家財道具等整理補助金事業実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 家財道具等の処分に係る領収書及び内訳の分かるもの
- (2) 家財道具等の処分完了が確認できる写真

(補助金の交付)

第14条 本補助金の交付は、町長が交付決定者からの岩美町空き家家財道具等整理補助金交付請求書(様式第6号)を受理した日から30日以内に行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行し、令和3年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和7年3月31日まで適用する。